○王滝村有料広告掲載要綱

令4年3月25日

告示20号

(趣旨)

第1条　この要綱は、住民サービスの向上及び地域経済の振興を図るため、広告媒体として村のホームページに有料広告の掲載(以下「広告掲載」という。)に関し必要な事項を定めるものとする。

 (掲載可能な広告の範囲)

第2条　掲載可能な広告は、次の各号のいずれにも該当しないものとする。

(1)　法令又は条例若しくは規則に違反し、又は違反するおそれのあるもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(3)　貸金業の規制等に関する法律(昭和58年法律第32号)第2条に掲げる営業に該当するもの

(4)　政治活動、宗教活動、意見広告及び個人の宣伝に係るもの

(5)　公序良俗に反するもの又はおそれのあるもの

(6)　虚偽、誇大な表現その他表示が不適切なもの

(7)　広告の内容に関して村が推奨していると誤解を招くおそれのあるもの

(8)　村に不利益を与えるおそれのあるもの

(9)　その他掲載することが適当でないと村長が認めるも

2　前項各号に関する基準及びその他広告掲載に関する基準は、村長が別に定める

(広告掲載者の資格)

第3条　広告の掲載をすることができる者は、村長が定める。

(広告の規格、募集方法等)

第4条　広告の規格、掲載位置、募集方法、広告掲載料等は村長が別に定める。

(申請者の責任)

第5条　広告の内容に関する責任は、申請者が負うものとする。

2　広告の掲載により、第三者に損害が生じた場合は、申請者がその責めを負う。

　(広告掲載料の納付)

第6条　掲載料金は、村長の指定する期日までに、全額納入するものとする。

(広告掲載の取下げ)

第7条　申請者は、自己の都合により広告掲載を取り下げようとするときは、書面により村長に申し出なければならない。

2　前項の規定により広告掲載を取り下げた場合における既納の広告掲載料は、返還しない。

 (広告掲載料の還付)

第8条　申請者の責に帰さない理由により、広告掲載ができなかったとき、既納の広告掲載料は当該申請者に返還する。ただし、第7条の規定により、広告掲載を取り消したときは返還しない。

(広告掲載希望者の募集)

第9条　広告掲載希望者の募集(以下「募集」という。)は、ホームページにおいて行うものとする。

2　募集は、広告枠を新たに設置したとき又は広告枠に空きが生じたときに行うものとする。

(広告掲載の申込み)

第10条　広告掲載希望者は、王滝村有料広告掲載申込書(様式第1号)により、村長が指定する期間内に申し込むものとする。

(広告掲載の決定)

第11条　村長は、前条の規定による申込みがあったときは、第3条の規定に基づき広告の内容、デザイン等(以下「広告内容等」という。)について審査し、広告掲載の可否を決定する。

2　募集期間に同一の広告で2以上の申し込みがあったときは、次の順位で掲載者を決定する。また、優先順位を同じくする複数の掲載申し込みがあったときは、抽選により決定するものとする。ただし、募集期間内に応募がなく、募集期間後も募集を延長し受付している場合は、受付順とする。

(1)　村内に事業所を有する企業等のうち、その事業内容が公共的性格を有する企業等に係る広告

(2)　村内に事業所を有する企業等のうち、前号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告及び自営業に係る広告

(3)　国、地方公共団体及び公社、公団、公益法人及びそれに類するものに係る広告

(4)　第1号及び第2号に掲げる企業等以外の企業等に係る広告

(5)　その他掲載することが適当であると村長が認める広告

3　村長は、前項の規定により広告掲載の可否を決定したときは、王滝村有料広告掲載可否決定通知書(様式第2号)により、広告掲載希望者に通知する。

(広告原稿の作成及び提出)

第12条　広告掲載の決定を受けた者(以下「申請者」という。)は、広告原稿を村長が指定する期日までに、指定する場所に提出するものとする。

2　広告原稿は、申請者の責任及び負担において作成するものとする。

　(広告掲載の取消し)

　第13条　村長は、次の各号のいずれかに該当するときは、広告の掲載決定を取消すことができる。

　(1)　指定された期限までに広告掲載料の納付が無いとき。

(2)　申請者がこの要綱に違反する事実が発見されたとき。

　(3)　申請者に起因する事件等が発生したとき。

　(4)　その他広告掲載に支障があると村長が認めたとき。

2　広告掲載の取消しにより、申請者に生じた損害については、村長はその責めを負わない。

3　村長は、前項の規定により広告掲載の取消しを決定したときは、王滝村有料広告掲載決定取消通知書(様式第3号)により、その結果を申請者に通知する。

(その他)

第14条　この告示に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。

[別表](http://172.16.95.5/reiki/reiki_word/70565001042012261.doc)(第6条関係)

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 企画 | 掲載期間 | 掲載料金（月額） | 掲載位置 |
| 村内に事業所を有する企業等 | 左記以外 |
| 王滝村ホームページ（村が指定するバナー枠) | 【サイズ】縦90ﾋﾟｸｾﾙ横216ﾋﾟｸｾﾙ【データ形式】JPEGまたはGIFいずれかの静止画像 | 月単位で連続6箇月まで(広告枠に空きがある場合は、これを更新できる) | 5,000円 | 10,000円 | トップページ下部の村が指定する枠 |

[様式第1号](http://172.16.95.5/reiki/reiki_word/70565002042012261.doc)(第10条関係)

王滝村有料広告掲載申込書

　年　　月　　日

　王滝村長　様

申請者住所

法人名(名称)

代表者職氏名

担当者氏名

連絡先(TEL)

(FAX)

(e―mail)

　王滝村有料広告掲載要綱第10条の規定に基づき広告を掲載したいので、下記のとおり申し込みます。

記

|  |  |
| --- | --- |
| 掲載希望期間 | 　　　年　　月から　　年　　月(　　ヶ月) |
| 掲載希望枠数 | 　ホームページバナー1枠 |
| 広告の内容 | 　 |
| その他 | 申し込みにあたっては、王滝村有料広告掲載要綱の内容を遵守します。 |

備考　広告案の原稿(電子データ)を添付してください。

[様式第2号](http://172.16.95.5/reiki/reiki_word/70565003042012261.doc)(第11条関係)

申込者　社名

代表者氏名

王滝村有料広告掲載可否決定通知書

　年　月　日付で申込みのありました広告の掲載について、下記のとおり決定しましたので、通知します。

　　　年　月　日

王滝村長　　　　印

記

1　掲載する。

注) 1　広告料は、同封の納入通知書により村指定金融機関で納入してください。

　　2　次のいずれかに該当するときは、この決定を変更し、又は取り消すことがあります。

・王滝村有料広告掲載要綱(令和4年告示第20号)第13条の規定に違反している事実が認められたとき

2　掲載しない。

　(理由)

[様式第3号](http://172.16.95.5/reiki/reiki_word/70565004042012261.doc)(第13条関係)

住所

申込者　社名

　　　　　　　　　　　　代表者名

王滝村有料広告掲載決定取消通知書

　　　年　月　日付で申込みのありました広告の掲載については、下記事由により広告の掲載を取り消す(広告の掲載を取りやめる)ので、通知します。

　　年　月　日

王滝村長　　　　　　　印

記

　(取消し等の事由)

フォームの始まり



フォームの終わり